一〇八　重要文化財に文化財を追加して指定する件　一五　191　六
一〇九　伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件　一五　191　七
一一〇　文化財を登録有形文化財に登録する件　一五　191　七
一一一　文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　一五　191　一一
一一二　文化財保護法第五十九条第二項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　一五　191　一一
一一三　重要無形文化財の保持者死亡による指定解除及び認定解除の件　一六　五
一一四　重要無形文化財の保持者死亡による認定解除の件　一六　五
一一五　重要無形文化財の保持者死亡による選定保存技術の保持者死亡による選定解除及び認定解除の件　一六　五
一一六　選定保存技術の保持者死亡による選定解除及び認定解除の件　一六　五
一一七　有形文化財を重要文化財に指定し、これを国宝に指定する件　二七　199　二七
一一八　重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件　二七　199　二七
一一九　重要文化財を分割して重要文化財に指定し、及び有形文化財を追加して国宝に指定する件　二七　199　二八
一二〇　重要文化財を国宝に指定する件　二七　199　二九
一二一　有形文化財を重要文化財に指定する件　二七　199　三〇
一二二　重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二七　199　三四
一二三　重要文化財の員数を改める件　二七　199　三七
一二四　有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二七　199　三七
一二五　重要文化財の名称を改める件　二七　199　三七
一二六　重要文化財の員数を改める件　二七　199　三八
一二七　有形文化財を文化財登録原簿に登録する件　二七　199　三八
一二八　学校教育法施行規則第五十七条第二項の規定に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席した児童又は生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮して成績を評価することができる場合を定める件　二九　六


**○文　化　庁**


一七　特別名勝・特別天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件　三〇　202　三七
一八　国宝の管理団体を定める件　三〇　202　三八
一九　重要文化財の管理団体を定める件　三〇　202　三八
二五九　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一四　190　一
二六〇　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示　一四　190　四


**○厚生労働省**


二六一　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示　一四　190　五
二六二　診療報酬の算定方法の一部を改正する件　二〇　194　一〇
二六三　基本診療料の施設基準等の一部を改正する件　二〇　194　二一
二六四　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　二〇　194　二四
二六五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　二三　四
二六六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件　二三　四
二六七　労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関等の代表者の氏名を変更した件　二三　197　一一
二六八　労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の名称及び所在地を変更した件　二三　197　一二
二六九　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録適合性証明機関及び指定外国検査機関の代表者の氏名を変更した件　二三　197　一三
二七〇　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により指定外国検査機関の事務所の名称及び所在地を変更した件　二三　197　一三
二七一　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録適合性証明機関及び指定外国検査機関の名称及び住所を変更した件　二三　197　一三
二七二　労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の業務の一部を廃止した件　二三　197　一五
二七三　労働安全衛生法の規定により登録型式検定機関を登録した件　二三　197　一五
二七四　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録適合性証明機関を登録し、指定外国検査機関を指定した件　二三　197　一五
二七五　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により指定外国検査機関の事務所の名称及び所在地を変更した件　二三　197　一六